

【シンガポール】 リスキリングを通じた職業訓練支援に係る法改正 —スキルズフューチャーシンガポール（庁）法の改正—

海外立法情報課 日野 智豪

* 2023年1月30日、スキルズフューチャーシンガポール（庁）法が改正された。同庁の執行権限を強化すること等により、不正な資金調達防止、市民（職業訓練生）の保護を図る。

1 シンガポールにおけるスキルズフューチャー運動

シンガポールは、技能開発に関して、官民双方の教育機関を基盤とした質の高い基礎教育・職業訓練の整備に力を入れており、技能開発への雇用主の参加を奨励し、職業訓練プログラムを確実に提供することにより、労働と職業訓練の結び付きを強化してきた。2003年9月には、シンガポール労働力開発庁（Singapore Workforce Development Agency: SWDA）¹が設立され、SWDAは民間の職業訓練提供企業と連携し、助成金付きの職業訓練プログラムを提供することによって、個人が所属する企業の雇用主が支援しているか否かにかかわらず、助成金が個人に直接支給されるようになった²。

このような状況の下、2014年に国が主導して立ち上げられたのがスキルズフューチャー運動である。スキルズフューチャー運動とは、どの年代であっても、生涯を通じてその潜在能力を最大限に伸ばす教育機会（生涯学習機会）をシンガポール市民に提供するための運動を意味する³。当該運動の実施を推進する新しい法定機関を設立することを規定したスキルズフューチャーシンガポール（庁）法⁴（全9章78か条。以下「2016年法」）が、2016年9月22日に制定された（同月29日公布、同年10月3日一部施行、翌4日残る規定施行）。

2021年には、約66万人の個人及び約2万4000の企業がスキルズフューチャーシンガポール（庁）（SSG）の支援する職業訓練プログラムに参加しており、現在、職業訓練プログラムを提供する企業は1,000近く存在し、SSGが支援する約2万5000の職業訓練プログラム・コースを提供している⁵。

2 スキルズフューチャーシンガポール（庁）法の改正

リスキリングを目的とした職業訓練プログラムへの参加者の増加、政府の職業訓練に対する投資の増加に伴い、近年、①職業訓練提供企業が複数の企業と結託し、不正にSSGに助成金等を申請した事例、②SSGが資金提供し、政府から労働技能資格（Workforce Skills Qualifications）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。

¹ Singapore Workforce Development Agency Act 2003 (No.14 of 2003). <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/14-2003/Published/20041231?DocDate=20030829&ViewType=Pdf&_id=20230727134656>

² “SkillsFuture Singapore Agency Bill Second Reading Speech,” 2016.8.16. Ministry of Education Singapore website <<https://www.moe.gov.sg/news/speeches/20160816-skillsfuture-singapore-agency-bill-second-reading-speech>>

³ “SkillsFuture Movement.” A Singapore Agency website <<https://www.skillsfuture.gov.sg/aboutskillsfuture>>

⁴ SkillsFuture Singapore Agency Act 2016 (No.24 of 2016). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/24-2016/Published/20211231?DocDate=20160929>>

⁵ “Closing Speech by Minister of State for Education Ms Gan Siow Huang for the Second Reading of the SSG and SDL Amendment Bills,” 2023.1.10. Ministry of Education Singapore website <<https://www.moe.gov.sg/news/speeches/20230110-closing-speech-by-minister-of-state-for-education-ms-gan-siow-huang-for-the-second-reading-of-the-ssg-and-sdl-amendment-bills>>

の認定を受け、又は政府が発行する職業訓練修了証が授与されるとされた職業訓練コース等が、実はそうではなかった事例が見られるようになった⁶。このような SSG から提供される資金を職業訓練提供企業が不正受給することを防止し、職業訓練提供企業が実施するプログラム・コース広告の虚偽表示等から市民（職業訓練生）を保護するために、①新たな犯罪規定を設けること、②SSG の執行権限を強化すること等を規定した改正法案が、2022 年 11 月 28 日、シンガポール議会に提出された。同法案は、2023 年 1 月 10 日に可決され、同月 30 日にハリマ・ヤコブ（Halimah Yacob）大統領（当時）の署名を経て、全 15 か条から成る SSG（改正）法⁷が制定された（同年 2 月 6 日公布、同年 6 月 15 日施行）。

3 改正法の主な内容

(1) 検査官の任命及び権限（第 56B 条・第 57A 条の追加）

2016 年法では、SSG の執行権限は、①職業訓練提供企業が資金を受給するために SSG に提出した情報を検証すること、②SSG が提供した資金が職業訓練提供企業によって適切に使用されたかどうかを確認すること等に限定されていたが、改正法では、SSG の検査官（SSG により、その職員等が任命される（第 56B 条）。）は、SSG の提供する助成金等の資金に係る犯罪を行ったと合理的に信じるに足る者に出頭を要求し、必要に応じて文書又は物品等を捜索し、押収し、除去することができるようになった（第 57A 条）。

(2) 不正な資金調達の変換（第 57B 条の追加）

不正な資金調達とは、①受給資格がないにもかかわらず、SSG から助成金等を得ること、②本来受給するはずの金額よりも多い金額の助成金等を SSG から得ることを指す。

(3) 不正な資金調達への関与及び便宜（第 57C 条・第 57D 条の追加）

①不正な資金調達に関与し又は便宜を図り、②不正な資金調達であることを認識している又はそう信じるに足る理由があり、かつ③①により SSG が当該者又はその他の者に助成金等を提供するように不正に誘導する意図がある場合、犯罪となる（第 57C 条）。第 57C 条違反により、有罪判決が下された場合、同条に規定される罰則に加え、不当に取得された資金の全額を返還するよう、裁判所は当該判決を受けた者に命じることができる規定が加えられた（第 57D 条）。

(4) 虚偽又は誤解を招く広告、それらに対する是正措置（第 57E 条・第 57F 条の追加）

特定の事項について虚偽を含むか又は誤解を招くような広告を発行するか、発行させる、又はそれらを配布するか、配布させる場合、犯罪となる（第 57E 条）。当該行為者に対し、SSG は当該広告の削除等の是正措置を指示することができるようになった（第 57F 条）。

(5) 中止された職業訓練コース等のために職業訓練提供企業が行う払戻し等（第 57G 条）

①職業訓練コース等が予定された日に開始されなかった場合、②当該コースが終了する前にその提供が中止された場合、SSG は当該プログラム・コースの提供に責任を負う職業訓練提供企業等に対し、職業訓練生が支払った金額及び SSG が提供した資金を払い戻すよう、指示することができるようになった。

⁶ “Opening Speech by Minister of State for Education Ms Gan Siow Huang for the Second Reading of the SSG and SDL Amendment Bills,” 2023.1.9. Ministry of Education Singapore website <<https://www.moe.gov.sg/news/speeches/20230109-opening-speech-by-minister-of-state-for-education-ms-gan-siow-huang-for-the-second-reading-of-the-ssg-and-sdl-amendment-bills>>

⁷ SkillsFuture Singapore Agency (Amendment) Act 2023 (No.3 of 2023). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/3-2023/Publication/20230206?DocDate=20230206>>